

(2) 健康危機管理専門家 (Consultant/Specialist in Health Protection)

①健康危機管理専門家の概要

健康危機管理専門家は、主に HPA のスタッフ、特に LHPU の責任者あるいはスタッフとして、健康危機管理に専門的に従事するために必要な資格として設立されようとしている。現在のところ、資格認定や教育課程の具体的な内容については検討中であるが、公衆衛生専門家と同様に、医師資格の有無に関わらず、取得することができる予定である。

設立の背景として、これまで健康危機管理の中心的な役割を担ってきた CCDC は感染症対策の専門家であるため、化学物質・原子力・放射線に関する知識、事故・自然災害・テロなどによる健康危機への対応の技術といった健康危機管理全般の能力・技術が必ずしも十分でないという問題が挙げられる。

もうひとつの流れとして、公衆衛生専門家の養成の流れの中で、特定分野に限定された専門家 (defined specialist) の資格認定が検討されていることが挙げられる。公衆衛生専門家の competency (公衆衛生活動の 10 領域) は「広く浅く」設定されているため、特定分野の業務を実践するためには、より専門的な competency が必要であったり、逆に必要でない competency も存在する。現在、7つの特定分野について、専門家として必要な competency とその教育内容が検討されているが、健康危機管理専門家は、公衆衛生専門家の defined specialist の一つに位置づけられる。

②健康危機管理専門家の教育課程

2005 年までに、健康危機管理専門家の competency の体系とシラバスを確立する予定であったが、未だ確立していないのが現状である。基本的には、CCDC の教育課程を基礎とするという方向性で検討されている。しかし現在、CCDC は公衆衛生専門医と微生物学専門医に二分されているため、公衆衛生学と微生物学のどちらを教育課程の基礎とするか、FPH と RCPATH のどちらがイニシアティブをとるか、などに関して、両者の間で一致した見解がみられていない。

公衆衛生専門家の defined specialist の検討会の最終報告書では、健康危機管理専門家の competency の体系を構築するために、公衆衛生専門家の competency の体系 (前述した Public Health Training Portfolio の評価項目) を以下のように修正することを提案している。

- ・1の「住民の健康・福祉の状態の監視とアセスメント」の全項目、2の「住民の健康・福祉の増進と保護」の中の感染症・健康危機管理に関連する項目、3の「評価の視点に基づいた、質の管理、リスク管理の推進」のリスク管理に関連する項目、6の「政策・戦略の開発と実施」の健康影響評価に関連する項目、9の「研究開発」の全項目は、公衆衛生専門家よりも高度な能力・技術を必要とする。
- ・2の「住民の健康・福祉の増進と保護」の中のヘルスプロモーションに関連する項目、5の「保健プログラム・サービスの開発と不公平の是正」の中の不公平の是正に関連する項目、7の「地域のための、地域と共同した取り組み」の全項目は、健康危機管理専門家には必要ない。

具体的な研修プログラムとしては、CCDCと同様に、6ヶ月間（3ヶ月を2回）の「感染症・環境ハザード管理研修プログラム（Communicable diseases and environmental hazards control）」を必修とすることがを予定されている。

現在、LPHUなどで健康危機管理に従事している専門家（CCDC、感染症管理看護師など）についても、今後は健康危機管理専門家の資格を取得しなければならないが、その場合、教育課程全てを受ける必要はなく、不足している知識や技術を補うための研修プログラム（top-up training）を修了することで資格認定されることになる。例えば、健康危機管理を実践するにあたって、公衆衛生専門医は、マネージメントの技術は水準に達しているが、環境衛生の知識や技術が不足している。一方、微生物学専門医は、衛生検査の技術は水準に達しているが、マネージメントの技術が不足している。したがって、それぞれが不足した知識や技術を補う top-up training を実施することによって、健康危機管理の competency が達成される。

③FPH が推奨する健康危機管理専門家の教育内容

FPHの作業部会による健康危機管理専門家の教育内容に関する報告書の中で、習得すべき知識や技術の内容について、以下のように記述されている。ただし、これはあくまでFPHによる提言であり、今後どのような教育内容が実施されるかは確定していないことに注意する必要がある。

a. 知識・理解

- ・基礎となる学問分野…微生物学、ウイルス病学、化学、毒性学、免疫学、遺伝学、感染症・環境由来の疾患の病因学と病理学、治療学、放射線物理学、泌尿器・生殖器科学など
- ・感染症・環境衛生サーベイランス…情報の収集・整理、感染症の届出、検査報告など
- ・関係組織の役割…PCT、LAの環境衛生部門、Food Standards Agency、警察、消防・レスキュー、救急、水道会社、食品家畜検査センター、政府州事務局、HPAなど
- ・関連法規…Public Health Law、Environmental Lawなど
- ・環境衛生…地球環境保全、生活環境衛生、環境汚染、衛生検査など

b. 技術

- ・時間内・時間外の on-call への対応
- ・一般的な健康危機への対応…髄膜炎、0-157などの食中毒、結核、クリプトスポリジウム、レジオネラ、血液感染ウイルス、狂犬病、ウイルス性出血熱など
- ・大規模な健康危機への対応…化学物質・放射線・原子力による事故、自然災害、deliberate release、など
- ・健康影響アセスメント…リスクの同定・測定、フォローアップ調査など
- ・感染症予防プログラムのマネージメント…予防接種、結核管理、性感染症対策など
- ・地域における健康危機管理計画（emergency planning）の策定・推進
- ・バイオテロに対する体制整備（emergency preparedness）

- ・コミュニケーション…被災者の病歴の聴取、健康危機情報の公表・報道、リスクコミュニケーションなど

c. 技術（医師のみ）

- ・臨床における診断・治療
- ・院内感染のコントロール
- ・感染症予防プログラムの実施…予防接種、結核管理、性感染症対策など

④健康危機管理専門家の職務

FPHは、CCDCとともに、健康危機管理専門家の職務内容説明書（job description）及び資格要件（person specification）の見本を作成・公開しているが、CCDCと同様に現在承認待ちの状態で確定していないことに注意する必要がある。

基本的な内容はCCDCと同様であるが、CCDCと比較すると、以下の点が異なる。

a. CCDCは感染症管理の専門家としての技術や資質が求められているが、健康危機管理専門家は、感染症だけでなく非感染性の環境ハザード（化学物質、放射線、原子力など）への対応の責任をもつことが強調されている。

b. CCDCは、LAにおいて法定感染症への対策（感染症発生報告の受理、患者隔離など）の権限をもつ「適格な医師（Proper Officer）」の職務を遂行することが想定されているが、健康危機管理専門家は、医師でない者も含まれるため、Proper Officerの責任をもっていない。

c. CCDCは医師でなければならないが、健康危機管理専門家には医師でない者も含まれるため、健康危機管理専門家の資格要件は、上述したCCDCの資格要件に追加して、「医師でない者に対する要件」が以下のように規定されている。

- ・公衆衛生や健康危機管理に関連する高い学位や大学院資格（たとえばMPH、毒性学、放射線学、疫学といった公衆衛生に関連する修士号）、またはそれと同等の資格を有することが「必要である」
- ・公衆衛生医学、感染症医学、微生物学のいずれかの専門家の教育課程を修了したのと同等の学識と経験を有することが「必要である」
- ・UK Voluntary Register For Public Health Specialists (UKVRPHS) に公衆衛生専門家として登録されている、または登録に向けて積極的に努力していることが「望ましい」
- ・健康危機管理と公衆衛生に関連する職位（NHS組織でなくてもよい）で豊富な実務経験があることが「必要である」
- ・FPHの名誉会員または同等の資格を有することが「望ましい」
- ・試験、免除、審査等を通じて、公衆衛生部会（Faculty of Public Health: FPH）または病理学部会（Royal College of Pathologists: RCPATH）の会員資格を取得することが「望ましい」

(3) 危機管理専門家

LA、工業団体、公共事業団体（ガス、水道、電気）、消防・レスキュー、救急などで、大規模な事故や災害（交通災害、自然災害、CBRN など）への対応や危機管理計画の策定に従事する。

同業者団体として Emergency Planning Society が 1993 年に設立され、効果的な危機管理対策の推進、危機管理専門家の育成などを目的に活動している。会員は、LA、工業団体、公共事業（ガス、水道、電気）、消防・レスキュー、救急、ボランティア、教育機関、法律家、コンサルタントなどで危機管理業務に従事している。

危機管理専門家は、現在のところ「専門家資格」としては確立しておらず、Emergency Planning Society は教育課程や資格認定の基準を検討中である。基本的には、Emergency Planning Society が教育課程の基準（必修科目、単位数など）を設定し、様々な教育研修機関で実施している危機管理研修プログラムを必修科目として認定する。そして研修生は認定されたプログラムを受講し、必要単位数を満たした後、危機管理専門家として資格認定される。

2. 健康危機管理に関連する教育研修プログラム

健康危機管理に関連する専門家の教育課程とは別に、様々な関係機関が様々な教育研修を実施しており、以下では、それぞれの具体的な実施状況を記述する。

(1) HPA

組織全体としては、各 Centre、HPA 州事務局、LHPU において、健康危機管理に関連する専門家（公衆衛生専門家、CCDC、健康危機管理専門家など）の教育課程の必修科目である「感染症・環境ハザード管理研修プログラム（Communicable diseases and environmental hazards control）」に関して、研修生の出向の受け入れを行っている。特に Centre for Infections は研修生を積極的に受け入れている。

HPA Centre for Infections では、微生物学専門医、Environmental Health Officer、感染症管理看護師、予防接種コーディネーターなどの公衆衛生に関連する専門家や研修生を対象に、感染症管理に焦点を当てた「感染症疫学概論」を実施している。研修期間は、トピックによって異なるが、半日から 2 週間程度である。

HPA Centre for Radiation, Chemical and Environmental Hazards では、化学物質・毒物への対応に関する 3 ヶ月間の研修が実施されている。LHPU の責任者（CCDC）はこの研修を受講することが推奨されている。また旧国立放射線防護委員会において放射線・原子力危機管理計画コースが実施されている（後述）。

HPA Centre for Emergency Preparedness and Response では、健康危機管理に関する様々な研修や実地訓練（exercise）を実施しているが、詳細は後述する。

その他の特別講義として、HPA 州事務局や LHPU のスタッフを対象にマスコミ対応に関する研修も実施している。BBC の記者などを講師として、報道やコミュニケーション（記者発表、説明など）に関する知識や技術を習得することを目的としている。健康危機管理の法的責任（responsibility）は PCT にあるが、HPA HPA 州事務局や LHPU のスタッフにも説明責任（accountability）があるため、マスコミ対応は重要である。

なお HPA が実施する研修は、原則として無料で実施される。

(2) HPA Centre for Emergency Preparedness and Response の研修

① Emergency Planning Liaison Officer コース

Emergency Planning College (後述) の主催、HPA と Lambeth Primary Care Trust の共催で実施される、NHS 組織における危機管理責任者 (Emergency Planning Liaison Officer) を養成するためのコースである。

危機管理責任者は、NHS Trust、PCT、SHA などの NHS 組織、LA や County などの地方自治体などに設置され、major incident (大規模な事故、自然災害、テロなど)、疾患の集団発生、医療事故に対する告発などに対応する役割をもつ。危機管理責任者は、様々な組織や専門職との連携・協同で危機に対応しなければならないため、各組織の役割や責任を理解し、問題の迅速な解決に向けた連携・協同の手法を習得する必要がある。

対象は NHS 組織で危機管理計画の策定・推進に携わる者である。コースは 7 のモジュール (単位) で構成され、各モジュールは 1 日間で実施される。2004 年 9 月から開始され、現在までにモジュール 1 が 8 回、モジュール 2 が 4 回、モジュール 3 及び 4 が 4 回実施されている。

モジュール 1 (危機管理計画の基本原則) では、NHS の健康危機管理ガイドライン、地方自治体の防災計画、PCT や NHS Trust の危機管理計画の実際、計画の評価などに関する基本的な知識を習得することを目的とする。また目標 (受講生が習得できる技術) は以下のとおりである。

- ・危機管理責任者の役割としての危機への備えの重要性を説明できる。
- ・危機発生時の国レベルの指揮命令系統における自分の組織の位置づけを説明できる。
- ・関係機関との連携による危機管理の概念を記述し、それを現場で適用した際の効果や問題点を説明・評価できる。
- ・危機管理に関連する法規やガイドラインの概要を説明できる。
- ・危機管理における組織の統括責任者の役割を説明できる。

モジュール 2 (ハザードマップの作成、リスクの同定と軽減) の目標 (受講生が習得できる技術) は以下のとおりである。

- ・「ハザード」と「リスク」の違いを説明できる
- ・組織内でのハザードの同定プロセスを指揮できる。
- ・定性的なリスクアセスメントを実施できる
- ・リスクアセスメントにおける「定性的」と「定量的」の違いを説明できる。
- ・NHS におけるリスク記録の必要条件、内容、目的、及び危機管理におけるその適用可能性を説明できる。
- ・リスク認知に影響する重要な要因を同定できる
- ・効果的なリスクコミュニケーションの原理を記述し、それを組織の危機管理に応用できる
- ・リスクを軽減するための方法を確認・評価できる

モジュール3（危機管理計画の策定とレビュー）の目標（受講生が習得できる技術）は以下のとおりである。

- ・危機管理計画の様々な種類・類型を説明できる。
- ・危機管理計画の重要な要素を確認できる。
- ・危機管理計画のひな型を利用・評価できる。
- ・危機管理計画の策定をうまく実践できる。
- ・計画策定プロセスに必要な事務的な手続き（計画の公表を含む）を説明できる。
- ・計画のサイクルの段階（plan→train→audit→test→review→improved plan→train…）を説明できる。
- ・個々の危機管理対策を統合して、包括的な危機管理計画を構成できる。
- ・PCT、NHS Trustなどの関係機関の危機管理計画との整合性を検証し、うまく連携・統合するための方法を実践できる。

モジュール4（危機管理計画の有効性の検証）の目標（受講生が習得できる技術）は以下のとおりである。

- ・危機管理計画における全てのスタッフの役割に関する研修を実施し、適切な助言を提示できる。
- ・危機管理計画を検証するための実地訓練（exercise）を毎年実施するための必要条件を明確に述べることができる。
- ・危機管理計画を検証するための実地訓練を計画できる。
- ・実地訓練、ニアミス、自分または他人の組織での実際の危機事例から得られた教訓を再検討・実施し、必要があれば計画の改正を行うことができる。
- ・計画の検証を実施するために必要な資源（ヒト、モノ、カネなど）の問題を同定し、その解決策を提案できる。
- ・ハザードの同定やリスクアセスメントに基づいて、追加の研修や実地訓練を実施する必要があるかどうかを決定することができる。

モジュール5は「質の保証と管理」をテーマとして、質の保証・コントロールのシステム、NHSの方策、災害対策基本法、防災・危機管理の様々なガイドラインなどの内容で実施される予定である。

モジュール6は「指揮命令系統と関係機関との連携・協同」をテーマとして、関係機関の役割と責任、危機発生時の指揮命令系統（国レベル、地方レベル）の構造、関係機関との良好な関係の構築、関係機関との共同実地訓練への参加などの内容で実施される予定である。

モジュール7は「危機管理の実務」をテーマとして、危機管理対策本部（設置場所、必要な設備・施設、管理、「仮想」の対策本部での実地訓練など）、危機発生後のインパクトと回復（スタッフの福利、復興支援、事例報告書の作成など）、major incidentへの段階的対応システム、危機管理記録の保存、危機発生への対応（on call）などの内容で実施される予定である。

②Joint Health Advisory Cell Chair コース

Joint Health Advisory Cell (JHAC) は major incident における指揮命令系統の中の「Gold」に設置される、健康被害への対応について助言・勧告を行う一部門である。このコースは JHAC において中心的な役割を担う議長(Chair)を養成するためのコースである。コースの目的は、議長として、チームを効果的に運営するために必要なリーダーシップ、会議の進行、コミュニケーションの技術を習得することである。これによって、チームの構成員の能力を最大限に発揮させ、チームの構成員の相互理解を促進し、適確・迅速に会議を進行し、Gold への助言・勧告を効果的に行うことが可能になる。

対象は、PCT の公衆衛生部門の責任者 (Director of Public Health)、政府州事務局の公衆衛生部門の責任者、LHPU の責任者 (CCDC) などである。コースは 2 のモジュール (単位) で構成され、各モジュールは 1 日間で実施される。

モジュール 1 (リーダーシップと会議の進行) の目標 (受講生が習得できる技術) は以下のとおりである。

- ・議長としての役割と責任を明確にできる。
- ・チームの構成員が共同で取り組むために必要なリーダーとしての行動をとることができる。
- ・議長として自分自身、チームの構成員の意見を取りまとめることができる。
- ・会議を効果的に進行するために必要な要素を同定できる。
- ・会議に参加して新しい技術や行動を実践できる
- ・チームの構成員に対して建設的な意見を述べることができる。
- ・JHAC の活動と意思決定によって発生する、実際上の結果や効果、感情的・個人的な問題を考察することができる。

モジュール 2 (リーダーシップとコミュニケーション) の目標 (受講生が習得できる技術) は以下のとおりである。

- ・議長としての効果的なコミュニケーション技術の重要性を理解できる。
- ・口頭説明を効果的に行うための話の組み立て方を習得できる。
- ・他者に好印象を与える話し方を理解できる。
- ・他者にインパクトを与えるような発表方法を習得できる。
- ・管理職に説明するための、簡潔で効果的な声明文を作成できる。
- ・説明時の質問に対して、建設的な意見を述べることができる。
- ・他者への説明によって信頼関係を構築できる。

③その他のコース

- ・Emergo-Application…病院の救急部門 (Accident & Emergency ; A & E) のスタッフなどを対象に、major incident における被災者への対応の具体的な流れをシミュレーションによって習得することを目的に、2 日間の実地訓練を実施している。

- ・ Silent Weapon…PCT、NHS Trustなどで診療に従事する専門職（医師、看護師など）を対象に、CBRNテロや deliberate releaseの被害者の発見・診断・治療に関する基礎的な知識・技術を習得することを目的に、2日間実施している。
- ・ CBRNの被害者の臨床管理…A & Eや急性期病棟などで診療に従事する専門職（医師、看護師など）を対象に、CBRNの被害者の発見・診断・治療の具体的な対処方法を習得することを目的に、2日間実施している。Silent Weaponの応用コースとして位置づけられる。
- ・ deliberate releaseによる病原体・患者の発見・診断・管理…微生物学専門医、微生物学者を対象に、deliberate releaseによる細菌・ウィルスの発見・同定、感染患者の管理に関する基礎的な知識・技術を習得することを目的に、2日間実施している。
- ・ deliberate releaseによる病原体の診断・検査法…微生物学専門医、微生物学者を対象に、deliberate releaseによる細菌・ウィルスの発見・同定のための具体的な診断・検査法を習得することを目的に、5日間の実習を行っている。
- ・ 遠隔教育（化学物質・原子力への対応、deliberate releaseへの対応など）、

（3）HPA Centre for Emergency Preparedness and Responseの現地訓練（exercise）

現地訓練は、DoHやHPAが作成している様々な健康危機管理ガイドライン（CBRNテロへの対応、インフルエンザ・西ナイル熱・SARSなどの感染症の集団発生、放射性物質など）が効果的に作動するかどうかを検討し、改善点を修正することを目的としている。

訓練には図上訓練（table-top）と現地訓練（field）があり、いずれの場合も、シナリオを想定し、それに実際に対応する、という手順で実施される。訓練は特定の地域で実施され、PCT、LA、A & E、警察、消防、レスキュー隊などの関係機関との共同（multi-agency）で行われる。なおHPA Centre for Emergency Planning & Responseは訓練全体の統括責任者（exercise control）として、対応の時間や具体的な動きを測定し、報告書を作成する。現在までに、以下の現地訓練が実施された。

a) Red Scar I（2003年3月24日；Oxford、図上訓練）

- ・ 目的…DoHの天然痘対応ガイドラインを検証し、重篤な感染症に関する健康危機管理計画を改善する。
- ・ シナリオ…「天然痘に似た症状をもつジャーナリストが中東から帰国し、友人を訪問したり、電車に乗ったりした。」
- ・ 参加者…HPA（中央事務局、Centre for Infections、Regional Office）、DoH、A & E、衛生試験所、統括責任者

- b) Shipshape (2003年6月6日; Bristol、図上訓練)
- ・目的…HPAのSARSに関する健康危機管理計画を検証する。
 - ・シナリオ…「トロントから帰国した看護師がカーディフの友人を訪問し、交通事故にあった。病院で、彼女はSARSに似た症状を発症し、数人のスタッフも発症した。」
 - ・参加者…PCT、SHA、DoH、HPA(中央事務局、Centre for Infections)、オブザーバー、統括責任者
- c) Red Scar II (2003年7月7日; Leeds、図上訓練)
- ・目的…Red Scar Iの結果を踏まえて、DoHの天然痘対応ガイドラインを改善し、イングランド北部の地域健康危機管理計画を検証する。
 - ・シナリオ…「天然痘が疑われる男性が、潜伏期に、リード、マンチェスター、ニューキャッスルを旅行した。」
 - ・参加者…PCT、SHA、LA、HPA(中央事務局、Regional Office、LHPU)、オブザーバー、統括責任者
- d) Global Mercury (2003年9月8~10日; International、図上訓練)
- ・目的…国レベルの天然痘に関する健康危機管理計画を検証するとともに、他国との連携・コミュニケーションの状況を検証する。
 - ・シナリオ…「テロリストのグループが、自ら天然痘ウィルスを接種し、いくつかの国に天然痘をばらまいた。」
- e) Green Goblin (2003年10月10日; Peterborough、図上訓練)
- ・目的…化学物質に関する健康危機管理計画を検証する。
 - ・シナリオ…「塩素を積んだタンクローリーが2人の武装した男にハイジャックされた。近くを走っていたトラックの運転手が警察に通報した。男たちは、車のシャシーと塩素タンクの間に怪しい物体を押し込んでいた。タンクローリーは警察に追跡され、ガソリンスタンドに停車した。そして男たちはタンクローリーを爆発させた。突風で5人が死亡、塩素の煙で50人が即死、10分後に別の100人が死亡した。500人が重篤な呼吸困難、1,500人が軽い症状を発症した。」
 - ・参加者…PCT、SHA、LA、HPA(中央事務局、Regional Office、LHPU)、警察、消防・レスキュー、救急、オブザーバー、統括責任者、
- f) Goliath (2003年12月9日; North Ireland、図上訓練)
- ・目的…北アイルランドのSARSに関する地域健康危機管理計画を検証する。
 - ・シナリオ…「喘息をもつ学生が香港・中国広東省の旅行から帰国した。彼女は病院で喘息の治療をした。2人の看護師が疾患にかかり、2人の心疾患患者が死亡した。医師はSARSを疑った。」

g) East Wind (2004年1月23日; Cambridge、図上訓練)

- ・目的…健康危機への対応における関係機関の連携状況を検証し、地域健康危機管理計画を改善する。
- ・シナリオ…「放射性爆弾が爆発した。数人の被災者は救急車で病院に搬送されたが、多くの被災者は自分で A & E に駆け込んだ。」
- ・参加者…HPA (中央事務局、Regional Office、LHPU)、PCT、SHA、A & E、DoH、警察、消防・レスキュー、救急、国立放射線防護委員会、LA、中央政府の州事務局、内務省、統括責任者

h) East Civet (2004年5月21日; Cambridge、図上訓練)

- ・目的…東イングランドにおける SARS に関する地域健康危機管理計画、特に関係機関の連携状況を検証する。
- ・シナリオ…「SARS の集団感染が発生した。」
- ・参加者…PCT、SHA、病院 (感染症管理チーム、A & E)、中央政府の州事務局の公衆衛生部門、HPA (Regional Office、LHPU)、

i) Magpie (2004年4月28日; Newcastle、臨地訓練)

- ・目的…CBRN テロに関する健康危機管理計画を検証し、保健医療サービスの提供方法を改善する。
- ・シナリオ…「市民センターにおける集会の最中に CBRN テロ (原因不明) が発生した。警察、消防・レスキュー、救急が現場に到着し、197 人の被害者に対する汚染除去措置 (無菌テント・隔離テントの設置、洗浄、マスクによる防護など) が実施された。6 人の被害者は自分で近くの病院に駆け込み、そこで汚染除去措置を受けた。また 3 人の被害者は近くの GP に駆け込み、そこで治療を受けた。30 人の汚染除去された被害者は A & E に搬送された。
- ・参加者…PCT、SHA、病院、LA、中央政府の州事務局 (公衆衛生部門を含む)、HPA (Regional Office、LHPU)、警察、消防・レスキュー、救急、DoH、国防省、マスコミ、ボランティア (被害者役)、オブザーバー、統括責任者

(4) (旧) 国立放射線防護委員会 (National Radiological Protection Board) の研修 (2004年まで)

① (旧) 国立放射線防護委員会の概要

国立放射線防護委員会は、1970年のRadiological Protection Actに基づいて設立された、省庁から独立した機関である。主な業務は、放射線・原子力を取り扱う組織・団体 (工場、研究機関、病院など) に対する放射線防護に関する指導や助言、放射線・原子力の事故への対応などである。放射線・原子力は健康危機管理と密接に関係しているため、放射線・原子力による事故に対しては、HPAと連携して対応することになっている。

HPA 設立当初は別の組織として独立していたが、2005年にHPAと統合された。現在は、HPA Centre for Radiation, Chemical and Environmental Hazardsの一部門に位置づけられている。

国立放射線防護委員会は、放射線防護に関する教育研修プログラム（Radiological Protection Training Scheme）を企画運営している。このプログラムは複数のコースで構成され、放射線防護専門家の養成・再教育や放射線・原子力取扱者の放射線防護に関する知識・技術の習得を目的としている。

②放射線・原子力危機管理計画コース（Radiation Emergencies: Planning and Response）
放射線・原子力の事故に関する計画策定と対応の技術を習得するための短期研修である。対象は、放射線・原子力事故への対応に関係する者で、具体的には、放射線取扱事業者、保健医療関係者、国・地方自治体の行政担当者などである。研修期間は4日間で、受講料は£1145.63である。

コースの目的は、以下のとおりである。

- ・大規模な放射線事故の原因・結果を理解する。
- ・過去の事故の背景とその教訓を理解する。
- ・事故の影響を軽減するための方策の理論と実践を理解する。
- ・関係機関との連携（multi-agency）による危機管理計画の策定を取り巻く様々な問題を理解する。

コースの目標（受講生が習得できる技術）は以下のとおりである。

- ・大規模な放射線事故の短期的・長期的被害に影響する要因やプロセスを説明できる。
- ・過去の放射線事故の原因と結果、そこから得られた教訓を説明できる。
- ・放射線防護策（避難、収容、stable iodine tablets、食事や水の制限など）、復旧策（道路の洗浄、汚染した土壌の除去、アクセスの制限など）の基礎理論とそれを導入する数値基準を説明できる。
- ・emergency reference levels（ERLs）や食事介入レベルなどの数値基準を実際の事故発生時にどのように適用するのかを説明できる。
- ・様々な機関（政府、軍、国際機関など）が実施する放射線事故への対応を説明できる。
- ・危機管理計画の策定・実施の要点、計画に関与する様々な関係機関の役割と責任を説明できる。

コースの内容は以下のとおりである。

- ・放射線事故の健康へのリスクとインパクト
- ・原子炉の事故（概論）
- ・その他の放射線事故
- ・放射線防護の原理（従業員、一般市民）
- ・ワークショップ（ERLsの実践への応用）
- ・NAIR（National Arrangements for Incidents involving Radioactivity）とRADSAFE
- ・ワークショップ（a lost package）
- ・国レベルの放射線防護対策（概論）
- ・軍の事故への対応
- ・放射線に関する法規（放射線事故への対応と住民への情報提供）

- ・ワークショップ（放射線危機管理計画の策定）
- ・ワークショップ（計画に基づく実地訓練・シミュレーション（exercise））
- ・ワークショップ（策定した計画の発表、計画に基づく行動の説明）
- ・放射線事故の復旧策の選択
- ・農業への対策
- ・ワークショップ（復旧策）
- ・受講生による評価

③放射線・原子力の危機管理に関する啓発セミナー

放射線・原子力事故に対する危機意識を高めることを目的としたセミナーで、各関係者向けに実施している。具体的には、消防・レスキュー、救急、LA、報道・マスコミ機関、水道会社、病院のそれぞれの関係者を対象に、それぞれの目的にあったセミナーを企画・実施している。

(5) London School of Hygiene & Tropical Medicine (LSHTM)

イギリスの公衆衛生大学院（School of Public Health）の一つで、公衆衛生に関する教育研修を幅広く実施している。教育課程として、1年間のDiploma課程、2年間の修士（Master）課程、3～5年間の博士課程（Doctor）課程、短期課程が実施されている。

Diploma課程と修士課程では、感染症管理、疫学、健康政策開発、微生物学、公衆衛生学（一般、環境保健、ヘルスプロモーション、保健サービス管理、Health Services Research）などの分野に分かれて、専門的な教育研修を実施している。

短期課程は、1週間から1ヶ月間で実施され、疫学（基礎、応用、感染症、環境など）、免疫学、寄生虫学、微生物学、ウィルス学、熱帯医学、感染症管理（エイズ、マラリア、STD、発展途上国）、病原菌媒介生物の管理、院内感染管理、感染症モデリング、環境衛生政策などのコースが実施されている。

健康危機管理研修との関連では、LSHTMは感染症に関する教育・研究が活発に行われているため、HPAはLSHTMと提携して、健康危機管理の基礎となる感染症管理の研修を実施することが多い。

(6) Emergency Planning College

1989年に内閣府（Cabinet Office）の防災事務局（Civil Contingencies Secretariat: CCS）の附属機関として設立され、災害管理・危機管理に関する研修、ワークショップ、セミナー、実地訓練などを実施している。健康危機管理との関連では、NHS職員を対象としたEmergency Planning Liaison OfficerコースをHPAと共催している。

研修の実施にあたっては、Emergency Planning Society、BBC、British Telecom、London Underground、British Airwaysなどと提携し、講師の派遣を依頼している。

研修プログラムは、「地域防災コース」、「観衆・イベントの安全管理コース」、「特別コース」に分類される。コースの内容はいずれも、基本原理・関連法規などに関する講義とワークショップ（計画の策定、シナリオを用いた机上訓練（exercise）・シミュレーション、計画の評価）で構成され、後者を特に重点的に実施し、現場での危機管理の実践

能力の向上を目指している。

地域防災コースは基礎と応用（Business Continuity、危機管理、危機管理計画の開発と実践、危機管理におけるリスクアセスメント・リスクマネジメント）で構成され、地域における防災計画の策定・推進・評価の知識・技術を習得することを目的としている。

観衆・イベントの安全管理コースも基礎と応用（complex and built environment（空港、ショッピングセンター、駅、ターミナル）、群集力学、催し物・集会の安全管理、スポーツ・娯楽イベントの安全管理、仮設建造物の安全管理）で構成されるが、こちらは主に、人が大勢集まる場所での事故の予防と対応（避難方法など）に関する知識・技術を習得することを目的としている。

特別コースとして、以下のコースが設定されている。

- ・動物疾患の集団発生（環境・食料・農業省との共催）
- ・高速道路の事故
- ・洪水・その他気象災害（Emergency Planning Society との共催）
- ・化学物質の流出事故
→人間・環境への影響、汚染除去の方法、防災計画の策定などを理解・習得する。
- ・原子力事故
→原子力関係の企業、LA、警察、消防・レスキュー、救急、軍、中央政府機関などを対象に、関係機関との連携による原子力事故への対応・復旧の重要性とその具体的な方法を理解・習得する。
- ・大量死亡事故
→LA、警察、消防・レスキュー、救急、検死官、検察官、港湾・空港関係者、保健医療関係者などを対象に、大量死亡事故への対処（事後処理など）を理解・習得する。
- ・避難所の管理…避難所の設置場所の選択など
- ・防災計画における軍との連携…災害発生時の軍の役割・業務の理解
- ・地方自治体防災計画の現地訓練（exercise）
→LAの職員（危機管理担当者以外）を対象に、シナリオを用いた防災・危機管理計画の机上訓練・シミュレーションを実施し、LAの責務、関係機関の役割、関係機関との連携、他のLAとの相互支援などについて理解・習得する。
- ・危機管理情報システム
→情報伝達手段、一般住民への情報提供、GISの利用などを理解・習得する。
- ・危機発生時のマスコミ対応・住民説明
→LA、企業、警察、消防・レスキュー、救急の報道担当者などを対象に、危機発生時の国内・国外のマスコミの反応、マスコミ発表時の関係機関との連携・調整、危機発生時の地域住民の情報に対するニーズ把握とその対処方法について理解・習得する。
- ・住民からの問い合わせへの対応
→問い合わせに対する準備（危機の原因や対応策の説明文書など）の重要性、問い合わせへの対応の具体的な手続き、対応のテクニックを理解・習得する。
- ・LAの責任者（CEO）・理事向けの啓発セミナー
- ・Emergency Planning Liaison Officer コース（前述）

(7) Emergency Planning Society

Emergency Planning Society では、大学やコンサルタント会社などの教育研修機関と提携して、危機管理研修を実施している。主な機関と研修内容は、以下のとおりである。

- ・ Coventry Centre for Disaster Management, Coventry University…後述
- ・ University of Leicester…後述
- ・ Fox IT Ltd…危機発生時のコンピューター・データの管理
- ・ RWE NUKEM Limited…放射線防護に関する研修
- ・ Bruhn Newtech…オリンピックや国際試合などのイベント主催者、外交官、マスコミ関係者、ボランティアなどを対象とした CBNR への対応
- ・ Turnstone Associates Ltd…石油の流出事故などの危機管理
- ・ Staffordshire Fire & Rescue Service…消防署長・消防署員などを対象とした火災への対応
- ・ Trauma Training…危機によるトラウマへの対応（治療、カウンセリング）
- ・ Tanyard Training Ltd…火災への対応
- ・ Freight Transport Association…運送業、特に危険物の運送における危機管理
- ・ Rockett Associates Limited…危機管理一般
- ・ Flood Training…洪水における救助活動
- ・ Shipshape Consultancy UK Ltd…危機管理計画、危機への対応と情報収集、トラウマ管理など

(8) Coventry Centre for Disaster Management, Coventry University

①概要

1994年にイギリスで初めて危機管理学士のコースを設立した。現在、危機管理の学士・Diploma・修士コースを設置している。

学士課程の教育年限は3年間で、Development and Health in Disaster Management（発展途上国における危機管理が中心）、Emergency and Disaster Management（工業・産業に関わる危機管理が中心）、International Disaster Engineering and Management（国際的な危機管理が中心）のコースが設置されている。

②修士課程（MSc）

教育年限は1年間（パートタイムで2～3年間）で、以下の3コースが設置されている。

- ・ Disaster Management（講義中心）…災害管理の概念と実践の基礎を理解し、ハザード・リスク・脆弱性・潜在能力のアセスメント、危機・災害管理計画の策定・評価などの技術を習得する。卒業生は、発展途上国における危機管理計画、リスクアセスメント、地域開発、人道支援などに従事する。

- ・ Disaster Management（研究中心）…社会・政治・環境・工学的なアプローチから災害管理の知識・技術（リスクアセスメント、平常時の備え、復旧策、地域の潜在能力の開発など）を習得する。指定研究（災害管理における脆弱性のアセスメント、GISの利用、西スーダンの干ばつのインパクトの測定）を実施した後、各自のテーマで研究論文（30,000字）を作成する。卒業生は、発展途上国における保健・地域開発・危機管理に関する国際支援機関などに従事する。
- ・ Emergency Planning（研究中心）…危機管理に関わる関係機関の役割と責任の理解、危機管理計画の策定・推進・評価の手法、危機管理の手法、業務継続（business continuity）の管理手法、様々な危機の場面における危機管理とコミュニケーションの技術を習得することを目的とする。指定研究（ロンドンにおける危機への対応の実践と調整、危機管理計画における PTSD への対応、危険の同定とリスク管理）を実施した後、各自のテーマで研究論文（30,000字）を作成する。卒業生は、公的・民間組織、警察、消防・レスキュー、救急、国際支援機関などの危機管理業務に従事する。

③Diploma 課程

危機管理に関わる専門家を養成するためのコースで、以下の8コースが設置されている。なおこのうちの3つ（Business Continuity、Health Emergency Management、Emergency Planning）は危機管理専門家の教育課程として Emergency Planning Society の認定を受けている。

- ・ Business Continuity…教育年限は1～2年間で、2のモジュールで構成される。各モジュールは、大学での講義（2週間）と遠隔教育（一般的には1週間に1～1.5日間のペースで取り組む）で、合計300時間実施される。Business Continuity Planningのモジュールでは、商業・工業・企業における業務継続の戦略、業務継続計画の策定・開発・実施の基本的な知識と技術を習得する。Business Continuity Management Capabilityのモジュールでは、業務継続計画を用いた実地訓練、啓発・訓練プログラムの開発、メディア・住民への対応、業務継続計画の策定・開発・管理・質の保証・情報システム・評価などを実施し、業務継続の戦略開発の実践的技術を習得する。
- ・ Health Emergency Planning…教育年限は1年間で、2のモジュール（Health Emergency Planning、Integrated Emergency Management）で構成される。各モジュールは、大学での講義（40時間）、遠隔教育（50時間）、自己学習で、合計150時間実施される。具体的な内容は明示されていない。
- ・ Emergency Planning…教育年限は1～2年間で、4のモジュールで構成される。各モジュールは、大学での講義（40時間）、遠隔教育（50時間）、自己学習で、合計150時間実施される。実地訓練などを通じて、危機管理計画（一般、特定の場所、特定の対象）の策定・開発・実施・評価の知識と技術を習得することを目的とする。

- ・ Management for Emergency Planners…教育年限は1年間で、2のモジュールで構成される。対象は、警察、消防・レスキュー、救急、LA、中央政府機関、水道・電気会社、その他の企業などで危機管理計画に携わる専門家である。Crisis Management Theoryのモジュールでは、危機管理の概念の理解、危機管理チームの形成・発展・管理の知識と技術の習得を行う。Dissertationのモジュールでは、受講生の組織の危機管理チームが実践している活動（「平常時の備え」と「危機への対応」のそれぞれの場面）に関する論文を作成する。
- ・ Operational Management and Technical Support for Specialist Rescue…主な対象は消防隊員やレスキュー隊員などで、1～2年間の教育年限で、現場レベルでの major incident への対応の知識・技術を習得する。
- ・ Psychosocial Strategies following Critical Incidents…教育年限は1年間で、3のモジュールで構成される。主な対象は、医療機関などで危機・災害の被害者へのヘルスケア（治療、カウンセリング）を提供する専門職である。Psychological Aspects of Critical and Major Incidentsのモジュールでは、危機に対する被害者の反応に関する心理社会的側面（性・年齢・文化による違い、記憶効果、生理学的な影響、二次的トラウマの影響など）を理解する。Psychosocial Strategies following Critical and Major Incidentsのモジュールでは、被害者に対する心理社会的支援の戦略、ロールプレイなどを用いて災害発生前・中・後の支援の具体的な技法を習得する。Dissertationのモジュールでは、臨床場面での被害者への支援方法などに関する論文を作成する。
- ・ Search Management…主な対象は中央政府、警察、消防・レスキュー、救急、ボランティアのレスキュー隊などで、1～2年間の教育年限で、災害時の被害者の捜索・救助のマネジメントの知識・技術を習得する。
- ・ Technical Response and Incident Management for Specialist Rescue……主な対象は消防隊員やレスキュー隊員などで、1～2年間の教育年限で、管理者レベルでの major incident への対応の知識・技術を習得する。

(9) University of Leicester の犯罪学部

①危機管理計画コース (Emergency Planning Management)

危機管理に関する理論（リスクとリスク管理の理論、危機管理のモデルとモデリング、意思決定プロセスの分析、組織の行動・学習の理論など）と危機管理の場面における実践、危機管理計画に関する様々な問題を議論する能力、危機管理に関する調査研究の計画策定・実施・批判的評価の能力などを習得することを目的とする。

このコースは遠隔教育で実施され、教育年限は2年間である。Diploma in Emergency Planning Management を取得するためには、このコースの他に Emergency Planning College のコースのうちの最低3つ（個々の受講生の関心で選択する）を修了する必要がある。ま

た修士を取得するためには、さらに研究論文（15,000～20,000字の危機管理に関する研究論文）を提出しなければならない。

コースは6モジュールで構成され、各モジュール12週間で実施される。各モジュールいくつかの課題が提示され、最後の3週間で4,000字のレポートを作成する。具体的なモジュールは以下のとおりである。

- ・リスクと危機の理論…リスクと危機に関する社会科学的な視点（心理学、システム理論、リスクコミュニケーション、組織文化など）を習得する。
- ・リスクと危機の管理…社会科学的視点からみた危機管理に関連する様々な課題（リスクの定量化、組織管理、健康・安全管理、保険、リスクコミュニケーション）を調査する。
- ・リスク・危機・災害の管理に関する調査研究方法…ケーススタディなどを用いて、組織やビジネスにおける調査研究方法と調査研究を実施するにあたっての問題点などを理解する。
- ・危機管理計画のケーススタディ…危機管理に関するいくつかの特徴的なケースを分析し、事故発生の原因、採用された管理方法、選択された対応の適切性などに関して、批判的にレビューする。
- ・リスク・危機・災害のモデル・モデリング…リスクとハザード、危機と災害の概念を理解し、これらの概念を用いたモデリングの手法を習得する。また危機管理における中央政府の役割や住民の問い合わせへの対応方法、国の危機管理政策のアプローチに関して議論する。
- ・危機管理計画の策定・推進・評価…危機管理計画の策定の具体的な内容（避難、群衆のコントロール、計画策定手法、毒物の散布への対応、PTSDなど）を理解し、様々な危機管理手法を計画策定に適用する技術を習得する。

②リスク・危機・災害管理学コース（Risk, Crisis & Disaster Management）

危機管理に関する理論（リスク理論、モデリングの技法など）と危機管理の場面における実践、危機管理に関する最新の情報を理解し、安全・危機管理に関する様々な問題を議論する能力、危機管理に関する調査研究の計画策定・実施・批判的評価の能力を習得することを目的とする。

このコースは遠隔教育で実施され、2年間の教育年限でDiploma in Risk, Crisis & Disaster Managementを取得できる。また修士を取得するためには、さらに研究論文（15,000～20,000字の危機管理に関する研究論文）を提出しなければならない。

コースは6モジュールで構成され、各モジュール12週間で実施される。各モジュールいくつかの課題が提示され、最後の3週間で4,000字のレポートを作成する。具体的なモジュールは以下のとおりである。

- ・リスクと危機の理論…リスクと危機に関する社会科学的な視点（心理学、システム理論、リスクコミュニケーション、組織文化など）を習得する。
- ・リスク・危機・災害の管理…危機への対応の様々な技法（避難、群衆のコントロール、計画策定手法、毒物の散布への対応、PTSDなど）を習得する。

- ・リスク・危機・災害の管理に関する調査研究方法…ケーススタディなどを用いて、組織やビジネスにおける調査研究方法と調査研究を実施するにあたっての問題点などを理解する。
- ・リスク管理…社会科学的視点からみたりスクマネージャーに関連する様々な課題（危機管理計画、健康・安全管理、保険）を調査する。
- ・危機管理計画のケーススタディ…危機管理に関するいくつかの特徴的なケースを分析し、事故発生の原因、採用された管理方法、選択された対応の適切性などに関して、批判的にレビューする。
- ・リスク・危機・災害のモデル…リスク、危機、災害のモデリングの手法、住民の問い合わせや裁判への対応、危機と災害の概念の違い、などを習得する。

3. イギリスの健康危機管理システムおよび研修のわが国への適用可能性

(1) わが国の健康危機管理システムに関する考察—イギリスとの比較において

イギリスと比較した、わが国の特徴として、①イギリスにおいて PCT、LA、LHPU に細分化されている地域健康危機管理機能のほとんどを保健所が所管していること、②イギリスにおいて国レベルの組織（NHS、HPA）が直轄している健康危機管理機能を地方自治体が所管していること、が挙げられる。ここでは、イギリスの特徴を踏まえた上で、わが国に適用可能な健康危機管理体制の選択肢を提示する。

a) 保健所を集約し、健康危機管理のみを所管する機関として位置づける。

保健所の管轄人口は、PCT や LA と同程度か若干大きい程度であるが、LHPU よりも小さい。イギリスでは、PCT が法律上の第一線機関であるが、実際の対応は LHPU が中心となっているのが現状であることから、管轄地域を拡大しても健康危機に対応しうると考えられる。しかし保健所は、PCT よりも技術職が多く配置されているが、LHPU ほどには専門スタッフが充実していない。したがって保健所を健康危機管理のみを所管する機関として位置づけるのであれば、健康危機の発生頻度や面積（移動時間）などを考慮して管轄地域を拡大し、十分な質・量のスタッフを配置できるように集約する必要がある。

b) 地方衛生研究所を健康危機管理の支援機関、保健所を第一線機関として、役割分担を明確化する。

健康危機管理における保健所と地方衛生研究所の機能分化と連携を推進するために、地方衛生研究所を LHPU（支援機関）、保健所を PCT（第一線機関）として位置づける方策が考えられる。ただしその場合、保健所の機能は最小限（PCT と LA の機能）に限定した上で、地方衛生研究所に専門スタッフを集約して、マンパワーを効率的に活用する必要がある。

c) 国が直轄する健康危機管理の地方出先機関を設置する。

イギリスでは、NHS、HPA とともに、中央による直轄で運営されているが、それをわが国にそのまま適用することは現実的ではない。ただし都道府県の圏域を越える健康危機が発生した場合、イギリスにおける「州」のレベルでの調整ができればより効果的である。そしてその役割を担うことができるのは厚生労働省の地方厚生局である。つまり地方厚生局が

州事務局として、保健所や地方衛生研究所などを支援するのである。

イギリスの健康危機管理システムは、NHS（PCT、SHA、病院、救急）、HPA、警察、消防・レスキュー、地方自治体（LA、County）など、多数の関係機関が関与する複雑な体系になっている。これは、「professional（専門家、専門職、専門機関）を重視する」というイギリスの文化が深く根ざしていると考えられる。つまり、社会には様々な役割や機能があるが、それらは細分化することが可能であり、それぞれを professional が遂行することが望ましい、という考え方である。例えば、健康危機管理という新たな役割・機能が発生したならば、それを専門的に遂行する HPA を設立する必要がある、と考えるのである。

しかし役割・機能の細分化は、健康危機への対応のように、様々な役割・機能が要求される分野では、責任の所在を不明確にするという問題につながる。そこでイギリスでは「multi-agency（多数の組織）による liaison（連携）」が重要視されるのである。ただし liaison の背景には明確な責任（responsibility、accountability）が存在することに注意する必要がある。つまりイギリスでは、健康危機管理の関連機関が複数であるがゆえに、各機関の業務や責任の範囲が、法律や各地域における協議によって比較的明確に規定されており、それぞれの責任の範囲を超える問題が発生した場合に「コミュニケーション」によって対処方法を決定するのである。またこのように各機関の業務と責任が限定されているがゆえに、どの組織の責任の範囲にも当てはまらない問題が必ず発生すること、そしてそれを liaison（連携）とコミュニケーションで解決しなければならないこと、が意識づけられ、liaison（連携）が効果的に作動していると考えられる。

それに対してわが国では、保健所が健康危機管理機能のほとんどを所管し、かつその業務の範囲は拡大する方向にある。しかし保健所のみで健康危機管理を達成することは不可能であり、結局のところ「multi-agency（多数の機関）による liaison（連携）」が必要になると考えられる。そうであれば、保健所に多くの機能を集中させるよりも、イギリスのように、保健所、地方衛生研究所、警察、消防、自治体、国、その他関係機関の業務と責任の範囲を明確に限定した上で、連携を強調したシステムを構築する方がよいかも知れない。なお、業務と責任の範囲の明確化とは、「すること」だけでなく「しないこと」も規定することである。

（２）イギリスの健康危機管理研修の今後の課題とわが国への適用可能性

イギリスでは、健康危機管理という新たな役割・機能を専門的に遂行する健康危機管理専門家（Consultant/Specialist in Health Protection）の教育課程を確立することを急務としている。しかし現在のところ、CCDCの教育課程が基本となることは確定しているが、具体的な教育内容は検討中であった。今後も情報収集を継続し、健康危機管理専門家の教育課程のわが国への適用可能性を検討する必要がある。

健康危機管理に関する研修は様々な機関によって様々な内容で実施されていた。その中でも、Emergency Planning College が主催する Emergency Planning Liaison Officer コースや国立放射線防護委員会が実施する放射線・原子力危機管理計画コースは、健康危機管理計画の策定・評価の手法を習得するための内容が網羅されており、わが国における健康危機管理研修に活用できると考えられる。また健康危機管理におけるリーダーシップと

コミュニケーションの技術を習得する Joint Health Advisory Cell Chair コースは、わが国の保健所長や保健所管理職員にとって有用な研修内容であると考えられる。今後は、これらの研修コースの教材や教育手法などに関する詳細な情報を収集する必要がある。

HPA Centre for Emergency Planning & Response が実施する実地訓練 (exercise) は、シナリオを用いたリアルな状況で健康危機への実際の対応を習得する演習として、わが国の保健所長・保健所管理職員の研修にも応用できると考えられる。今後は、わが国の実情に沿った形でシナリオを改正し、演習プログラムを開発・実施・評価する必要がある。

Emergency Planning College、Emergency Planning Society、Coventry Centre for Disaster Management、Coventry University、University of Leicester の犯罪学部が実施する危機管理に関する教育課程や研修は、防災を中心としているため健康危機管理研修に適用可能なものは少ないが、リスク・ハザード・危機の理論は健康危機にも共通する内容であり、今後はそれらの講義の教材や内容などの情報を収集する必要がある。

イギリスにおける健康危機管理に関連する研修は、量、質ともに充実しているが、研修を必要とする対象に受講機会が十分に与えられていないという問題もある。具体的には、健康危機管理の法的責任をもつ PCT の公衆衛生部門の責任者やスタッフには、健康危機管理研修を受講することが義務づけられていないため、職務として研修を受講することが困難であること、受講したくても日常業務が多忙であるため、研修を受講する時間がないこと、などが挙げられる。これは、健康危機管理の専門的知識・技術 (CBNR への対応など) は LHPU には必要であるが PCT には必須ではない、と認識されていることを示唆している。あるいは、HPA の専門的支援が十分に機能すれば、PCT の専門的知識・技術が少なくても問題はないと認識されているのである。しかし PCT あるいは GP は健康危機の第一発見者となる可能性が非常に高く、彼らの能力・技術の向上は健康危機への迅速な対応に大きく貢献すると考えられる。したがって今後は、PCT の職員を対象とした、健康危機への対応の基本的な知識・技術を習得するための 1~2 日間の短期研修を充実し、彼らの技術・能力の向上を図る必要がある。